

様式 2

不利益処分に係る処分基準

| | | |
|------------------|----------------------|--|
| 処 分 の 名 称 | | 介護保険要介護（要支援）認定、要介護（要支援）更新認定、要介護（要支援）区分変更の却下 |
| 根拠条例・規則名 | | 介護保険法 |
| 条 項 | | 第 27 条第 10 項、第 28 条第 4 項、第 29 条第 2 項、第 32 条第 9 項、第 33 条第 4 項、第 33 条の 2 第 2 項 |
| 所 管 部 課 | | 福祉局 長寿応援部 介護保険課（電話：048-829-1264） |
| 処 分 基 準 | 基 準 （未設定の場合はその理由） | <p>市町村は、要介護（要支援）認定の申請に係る被保険者が以下のいずれかに該当するときは、当該要介護（要支援）認定の申請を却下することができる。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、認定調査に応じないとき。</p> <p>(2) 被保険者に係る主治の医師がないときその他当該意見を求めることが困難なときに、市町村が当該被保険者に対して指定医等の診断を受けるべきことを命ずる診断命令に、正当な理由なく従わないとき。</p> |
| | 設定等年月日 | 平成 12 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 備 考 | | |